四　前号に規定する官職を助け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	副看護師長			
五　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	看護師			
六　自衛隊地区病院においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる課の長の属する職制上の段階	課長	二　自衛隊の部隊等	防衛医科大学校及び自衛隊地区病院	
七　前号に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する官職又は自衛隊の部隊等の長の指揮監督を受け、この項第一欄に掲げる事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	看護師長			
八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	看護師			
この項第二欄に掲げる部局又は機関等においてこの項第一欄の事務を行う官職の属する職制上の段階	教官	九　看護師養成所若しくは准看護師養成所の教員の養成又は研修又は看護に関する養成若しくは研修に関する事務をつかさどる官職の職務		
一　この項第二欄に掲げる部局又は機関等においてこの項第一欄の事務を行い、次号に規定する官職を指揮監督する官職の属する職制上の段階	職長			
二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	十　機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務、その他の防衛大臣が定める事務をつかさどる官職の職務	防衛省に置かれる部局又は機関等	
十一　行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験の専門的な調査、研究、情報の分析研究等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職の職務	内部部局			
	分析官			
行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職の属する職制上の段階				

附　則

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年五月三十日

総務大臣　新藤　義孝

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成４年分

〔その他の政治団体〕

アクション21

報告年月日　26. 1. 8

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成５年分

〔その他の政治団体〕

アクション21

報告年月日　26. 1. 8

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成６年分

〔その他の政治団体〕

アントニオ猪木後援会

報告年月日　26. 1. 8

1　収入総額	2,122
前年繰越額	2,122
2　支出総額	0

猪木会

報告年月日　26. 1. 8

1　収入総額	258,509
前年繰越額	258,509
2　支出総額	0

平和党

報告年月日　26. 1. 8

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成14年分

〔その他の政治団体〕

スポーツ平和党

報告年月日　18. 7. 20

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平和党

報告年月日　26. 1. 8

1　収入総額	258,509
前年繰越額	258,509
2　支出総額	0

平成15年分

〔その他の政治団体〕

スポーツ平和党

報告年月日　18. 7. 20

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平和党

報告年月日　26. 1. 8

1　収入総額	0
2　支出総額	0